



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *24 和歌山県立青少年の家管理規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課) 2
- *25 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (農業農村整備課) 3
- *26 和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (") 5

○ 告示

- 469 和歌山県収納員証の無効 (税務課) 10
- 470 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 10
- 471 " (") 10
- 472 生活保護法による指定介護機関の廃止 (") 11
- 473 生活保護法による指定医療機関の辞退 (") 11
- 474 生活保護法による医療機関の指定 (") 11
- 475 " (") 12
- 476 生活保護法による介護機関の指定 (") 13
- 477 生活保護法による施術機関の指定 (") 13
- 478 " (") 14
- 479 " (") 14
- 480 生活保護法による指定医療機関の再開 (") 14
- 481 生活保護法による指定施術機関の変更 (") 15
- 482 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 15
- 483 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 15
- 484 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 16
- 485 " (") 16
- 486 指定自立支援医療機関の指定 (") 16
- 487 " (") 16
- 488 " (") 17
- 489 " (") 17
- 490 " (") 17
- 491 指定自立支援医療機関の変更 (") 17
- 492 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 18
- 493 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (") 18
- 494 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課) 19
- 495 県営土地改良事業計画の変更 (") 19
- 496 保安林の指定の解除 (森林整備課) 20
- 497 保安林の指定予定の通知 (") 20

498	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	20
499	"	(").....	21
500	"	(").....	21
501	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	22
502	保安林の指定施業要件の変更	(").....	22
503	"	(").....	23
504	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	23
505	"	(").....	23
506	基本測量の終了	(技術調査課)	24
507	公共測量の終了	(").....	24
508	道路の区域変更	(道路保全課)	24
509	道路の供用開始	(").....	25
510	道路の区域変更	(").....	25
511	"	(").....	25
512	道路の供用開始	(").....	26
513	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	26
514	"	(").....	26
515	土砂災害警戒区域の指定	(").....	27
516	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(").....	27
517	道路の位置の指定	(都市政策課)	27
518	公有水面埋立て工事のしゅん工認可	(港湾空港振興課)	28
519	公有水面埋立ての免許の出願	(").....	29
520	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課)	30
521	"	(教育委員会)	30
○	人事委員会告示		
5	令和4年度和歌山県職員採用I種試験の実施		31
○	公安委員会告示		
18	少年指導委員の委嘱		36
○	公告		
	入札公告	(総務事務集中課)	37

規 則

和歌山県規則第24号

和歌山県立青少年の家管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立青少年の家管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立青少年の家管理規則(平成12年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	(定員) 第3条 青少年の家の施設に宿泊できる者の定員 は、別表に定めるとおりとする。

(行為の禁止等)
第3条 略
 2 条例第4条に規定する指定管理者(青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条、次条、第6条及び第8条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は青少年の家からの退去を命ずることができる。
 (1)～(5) 略

第4条・第5条 略

(遵守事項)
第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
 (1) 収容人員は、青少年の家におけるそれぞれの施設の定員を超えないこと。
 (2)～(6) 略

第7条～第11条 略

(行為の禁止等)
第4条 略
 2 条例第4条に規定する指定管理者(青少年の家の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条、次条、第7条及び第9条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は青少年の家からの退去を命ずることができる。
 (1)～(5) 略

第5条・第6条 略

(遵守事項)
第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
 (1) 第3条に定める定員を超えて宿泊してはならないこと。
 (2)～(6) 略

第8条～第12条 略

別表を削る。

別記様式中「第10条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第25号

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則(平成4年和歌山県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式(第1条関係) 略 被徴収者 <u>様</u> 略 国営土地改良事業負担金決定通知書 略	別記第1号様式(第1条関係) 略 被徴収者 <u>あて</u> 略 国営土地改良事業負担金決定通知書 略

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第2条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
被徴収者氏名

国営土地改良事業負担金一時支払申出書

国営事業の負担金について、下記のとおり一時支払をしたいので、申し出ます。

記

- 1 負担金総額 円
- 2 一時支払をしようとする負担金の額 円
- 3 一時支払をしようとする期日 年 月 日
- 4 一時支払をしようとする理由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第26号

和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（平成4年和歌山県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 氏 名 印

県営土地改良事業分担金等決定通知書

年度県営土地改良事業の分担金等について、次のとおり決定したので通知します。納入すべき金額を別途送付する納入通知書により納入期限までに納入してください。

1 事業名、地区名及び分担金等の額 (単位：千円)

事業名	地区名	分担金等の額

2 納入期限

第1期 年 月 日
第2期 年 月 日
第3期 年 月 日

3 各期の納付額

別表のとおり

別記第2号様式(第2条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

被徴収者
住 所
氏 名

県営土地改良事業分担金等一時支払申出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった 年度県営土地改良事業の分担金等
について、次のとおり一時支払をしたいので申し出ます。

- 1 事業名
- 2 1の事業における分担金等の総額 円
- 3 一時支払をしようとする分担金等の額 円
- 4 一時支払をしようとする期日 年 月 日
- 5 一時支払をしようとする理由

別記第3号様式(第3条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

被徴収者
住 所
氏 名

県営土地改良事業分担金減免申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった 年度県営土地改良事業の分担金に
ついて、次のとおり減免を受けたいので申請します。

- 1 事業名
- 2 1の事業における分担金等の総額 円
- 3 減免を受けようとする分担金の額 円
- 4 減免を受けようとする理由
- 5 その他参考となる事項

別記第4号様式(第3条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

被徴収者
住 所
氏 名

県営土地改良事業分担金徴収延期申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった 年度県営土地改良事業の分担金について、次のとおり徴収延期を受けたいので申請します。

- 1 事業名
- 2 1の事業における分担金等の総額 円
- 3 徴収延期を受けようとする分担金の額 円
- 4 徴収延期を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 徴収延期を受けようとする理由
- 6 その他参考となる事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第469号

次の和歌山県収納員証は、亡失日以降これを無効としたので、和歌山県税収入事務規程（昭和39年和歌山県訓令第16号）第21条第4項の規定により公告する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

証 票 名	収納員証番号	氏 名	亡失年月日
和歌山県収納員証	税第3277号	中村智彦	令和4年3月24日

和歌山県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東歯新 1-26	中松歯科医院	東牟婁郡串本町串本1755	平成 30. 3. 24
新医新 4-26	中瀬古整形外科医院	新宮市大橋通四丁目1-9	平成 30. 5. 31
田医新 3-26	ふくはらこどもクリニック	田辺市朝日ヶ丘13-24-1F	平成 30. 6. 30
紀歯新 14-26	オリーブ歯科	紀の川市粉河837-2	平成 30. 8. 31
橋薬新 23-26	森下薬局	橋本市東家四丁目18-15	平成 30. 9. 30
田医新 68-27	まちだ内科クリニック	田辺市下三栖1257-4	平成 30. 10. 31

和歌山県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年 月 日
---------	--------	------------	----------	-----------	-----------

紀訪新 1-26	株式会社グリーンスマイル	紀の川市名手市場146 9-2	訪問看護ステーショングリーンスマイル	紀の川市名手市場145 3-2	平成 30.6.30
-------------	--------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------

和歌山県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人紀新会	新宮市蜂伏14-19	デイサービスセンター温泉ハウスくまの	新宮市蜂伏14-19	通所介護	平成 30.7.1

和歌山県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	辞退年月日
西歯新 11-26	武田歯科診療所	西牟婁郡上富田町岩田1648	平成 30.7.14
御歯新 1-26	シバデンタルクリニック	御坊市湯川町小松原248-10	平成 30.12.1

和歌山県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
有歯新 24-30	中西歯科医院	有田郡有田川町徳田196	平成 30.6.1
有医新 42-30	ゆあさクリニック	有田郡有田川町下津野1288-1	平成 30.6.2

海南歯新 34-30	岡田歯科・矯正歯科医院	海南市日方1500-22	平成 30.7.1
田医新 83-30	ふくはらこどもクリニック	田辺市朝日ヶ丘13-24	平成 30.7.1
紀歯新 24-30	磯野歯科医院	紀の川市名手市場82-15	平成 30.7.1
岩医新 45-30	おおたに眼科	岩出市中迫264-1	平成 30.7.2
有歯新 25-30	湯田歯科医院	有田郡有田川町天満28-19	平成 30.8.1
有歯新 26-30	上西歯科医院	有田郡有田川町清水297-1	平成 30.8.1
有歯新 27-30	上西歯科栗生分院	有田郡有田川町栗生463-7	平成 30.8.1
東医新 36-30	くまのこころのクリニック	東牟婁郡那智勝浦町天満848-1	平成 30.8.1
橋医新 70-30	いわくらクリニック	橋本市三石台一丁目3-11 フォレストB棟1階 102号	平成 30.8.18
田歯新 36-30	岩上歯科医院	田辺市あけぼの44-17	平成 30.9.1
紀歯新 25-30	オリーブ歯科	紀の川市粉河837-2	平成 30.9.1
有医新 43-30	なかむら内科クリニック	有田郡有田川町清水379-2	平成 30.9.27
有医新 44-30	なかむら内科クリニック城山出張所	有田郡有田川町二川369-3	平成 30.9.27
橋薬新 39-30	森下薬局	橋本市東家四丁目18-15	平成 30.10.1
有歯新 28-30	濱口歯科医院	有田郡広川町広672-1	平成 30.10.1
御薬新 18-30	アイン薬局御坊店	御坊市湯川町財部726-8	平成 30.11.1
田医新 84-30	まちだ内科クリニック	田辺市下三栖1257-4	平成 30.11.1
有医新 45-30	森下整形外科	有田郡広川町東中64-1	平成 30.11.1
有歯新 29-30	吉田歯科	有田郡有田川町上中島513	平成 30.11.1
有歯新 30-30	上田歯科	有田郡湯浅町湯浅2832-3	平成 30.11.1
海医新 14-30	吉村皮膚科野上分院	海草郡紀美野町動木80	平成 30.11.12
海南医新 52-30	しんがきクリニック	海南市名高535-5	平成 31.1.1

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
紀訪新9-30	医療法人稲穂会	紀の川市粉河756-3	訪問看護ステーション瑞穂	紀の川市粉河775-1	平成30.8.1
紀訪新11-30	株式会社マリックス	橋本市高野口町小田614	訪問看護ステーションマリーゴールド	紀の川市打田1336-1岡ビル1階	平成30.12.1

和歌山県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
合同会社輝	伊都郡かつらぎ町丁ノ町818-2	ヘルパーステーション輝	伊都郡かつらぎ町丁ノ町818-2	訪問介護	平成30.3.1
有限会社ポットアップ	紀の川市粉河2184	名手駅前薬局	紀の川市名手市場116	居宅療養管理指導	平成30.11.1
医療法人辻秀輝整形外科	海南市名高178-1	辻秀輝整形外科	海南市名高178-1	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	平成30.11.17
ありだ農業協同組合	有田郡有田川町天満47-1	JAありだ特定福祉用具販売事業所	有田郡有田川町天満47-1	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成31.1.1

和歌山県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
紀は新11-30	駒澤孝幸	紀の川市名手市場50-3（はり・きゅう）	平成30.11.26

紀は新 12-30	木村博信	木村訪問はりきゅう治療院（はり・きゅう） 紀の川市名手市場1226-6	平成 31. 3. 27
--------------	------	--	-----------------

和歌山県告示第478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
海南は新 8-31	向井清	ムカイ針灸治療院（はり・きゅう） 海南市下津町下津1474-2	令和 2. 1. 4

和歌山県告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
御柔新 7-02	松下宏也	まつした整骨院（柔道整復） 御坊市藤田町吉田359-1	令和 2. 5. 14
岩柔新 6-02	福元知宏	岩出市相谷626-3 アメニティ103（柔道整復）	令和 2. 7. 1
西柔新 2-02	堀友加里	ゆかり整骨院（柔道整復） 西牟婁郡上富田町市ノ瀬938	令和 2. 7. 1
御柔新 8-02	山本健介	WAKAYAMAけんけん整骨院（柔道整復） 御坊市湯川町小松原525-10	令和 2. 7. 27
西柔新 3-02	尾崎務	ACEHAND整骨院（柔道整復） 西牟婁郡白浜町堅田488	令和 2. 9. 29

和歌山県告示第480号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号 番 号	名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
東医新 8-26	稲生医院	東牟婁郡串本町串本1735-52	平成 30.9.3

和歌山県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 号 番 号	氏 名	変更事項（住所又は名称及び所在地）		変 更 年 月 日
		旧	新	
紀あ新 2-30	片桐宏弥	紀の川市打田57-11（あん摩・マッサージ）	かたぎり鍼灸マッサージ院（あん摩・マッサージ） 紀の川市打田57-11	平成 30.10.29
紀は新 10-30	片桐宏弥	紀の川市打田57-11（はり・きゅう）	かたぎり鍼灸マッサージ院（はり・きゅう） 紀の川市打田57-11	平成 30.10.29

和歌山県告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30725010 95	有限会社熊野タイムス印刷	ケアホームやや	和歌山県東牟婁郡串本町串本939	訪問介護	令和 4.4.1	令和 10.3.31
30710014 28	株式会社 S.T.L.F studio	生きがい製作所	和歌山県橋本市高野口町小田659-5	通所介護	令和 4.4.1	令和 10.3.31

和歌山県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者 番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期間の 満了の日

30614902 19	株式会社SORUKKA	訪問看護ステーションひかり海南	和歌山県海南市日方12 89-179 ニューハマ3 B105号室	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 4.4.1 令和 4.4.1	令和 10.3.31 令和 10.3.31
----------------	-------------	-----------------	--	--------------------------	--------------------------------	------------------------------------

和歌山県告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011700 253	ホームヘルパー ステーション後 楽	紀の川市黒土26 2番地	同行援護	特定なし	社会福祉法人 篤真会	紀の川市黒土26 2番地	令和 4.4.1

和歌山県告示第485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3011701 038	たいようとわん おく	紀の川市東国分 353-95	就労継続支援 B型	特定なし	株式会社たい よう	和歌山市太田66 7番地の1	令和 4.4.1

和歌山県告示第486号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
コスモファーマ薬局大新店	和歌山市新大工町5番地	森崎隆宏	令和 4.4.1

和歌山県告示第487号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社アンジュール	和歌山市和歌浦南3丁目1番17号	アンジュールメディカルケア	令和 4.4.1

和歌山県告示第488号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社コネクトケア	橋本市高野口町向島98番地の27	訪問看護ステーション結	令和 4.4.1

和歌山県告示第489号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
なぎさ薬局	岩出市中黒243-3	柳瀬容子	令和 4.4.1

和歌山県告示第490号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社SORUKKA	有田郡有田川町下津野850番地1	訪問看護ステーションひかり海南	令和 4.4.1

和歌山県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
---------	----------	------	-----	-----	------------

ティエム薬局 川辺店	日高郡日高川町土生160 -4の内	医療機関の名称	ティ・エム薬局	ティエム薬局 川辺店	令和 3.9.1
---------------	----------------------	---------	---------	------------	-------------

和歌山県告示第492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ海南店

和歌山県海南市幡川上九条76番地の1外12筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第1162号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年4月12日から同年5月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第493号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ新宮店

和歌山県新宮市下田2丁目4308-4外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第1163号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和4年4月12日から同年5月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業大池（入郷）地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年4月13日から同年5月16日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局農林水産振興部農地課及び九度山町建設課

和歌山県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業北谷池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業北谷池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年4月13日から同年5月16日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局農林水産振興部農地課及び湯浅町産業建設課

和歌山県告示第496号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字板尾字木地屋1207の22、1207の27、1207の29から1207の32まで、1207の34、1207の36、1207の37、1207の40、1207の41、1207の43、1207の44、1207の47
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第497号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 橋本市高野口町九重字川原411の1、411の2、字牛房^か嶮946、947の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
橋本市高野口町九重字川原411の1、411の2、字牛房^か嶮946（次の図に示す部分に限る。）、947の1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第498号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第499号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第500号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第501号

令和4年和歌山県告示第314号（以下「告示第314号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

南本雅三
久保善秀
森田秀治
石本忠愛
布袋榮信
有家弘治
山戸愛子
久保健治
片岡義典
中井將雄
中前芳治
西浦常三
井上義規
井本昭三
大上廣一
大上広一

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第314号のとおり

和歌山県告示第502号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第503号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第504号

令和4年和歌山県告示第318号（以下「告示第318号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 上西岩雄
 - 中西聡
 - 田中茂樹
 - 中西作治
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第318号のとおり

和歌山県告示第505号

令和4年和歌山県告示第343号（以下「告示第343号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

栗林海蔵

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第343号のとおり

和歌山県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第507号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 令和3年10月1日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市小雑賀一丁目から三丁目までの全域及び小雑賀の一部

和歌山県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字市原358番地先から同町小河内字出谷原1193番1地先まで	旧	3.95 ∩ 53.68	1,895.00	
同上	新	3.95 ∩ 53.68	1,895.00	
同上	新	8.70 ∩ 32.10	1,557.20	

和歌山県告示第509号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 垣内貴志川線

供用開始の区間 紀の川市桃山町調月字里子谷2506番14地内

供用開始の期日 令和4年4月12日

和歌山県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 近露平瀬線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町近露字下平2156番1地先から同市中辺路町近露字下平2266番3地先まで	旧	4.10 ） 11.00	117.90	
同上	新	4.60 ） 21.50	117.90	

和歌山県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 近露平瀬線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

田辺市中辺路町近露字大畑2618 番2地内	旧	8.60 } 14.50	33.90	
同上	新	14.50 } 53.10	33.90	

和歌山県告示第512号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 近露平瀬線

供用開始の区間 田辺市中辺路町近露字大畑2618番2地内

供用開始の期日 令和4年4月12日

和歌山県告示第513号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成26年7月22日付け和歌山県告示第941号及び平成29年11月7日付け和歌山県告示第1401号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
稲成川右支溪（6-206-1-058）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第514号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成26年7月22日付け和歌山県告示第941号及び平成29年11月7日付け和歌山県告示第1401号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
稲成（101）（I-64758）、稲成（102）（I-64759）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第515号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

大居（101）（Ⅱ-61568）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第516号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

堅田（Ⅱ-61567）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第517号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3592	御坊市湯川町小松原字早ヶ瀬坪256番2の一部、257番4の一部	御坊市名田町楠井652番地 浦出憲	令和 4. 3. 31	5.00	35.00

和歌山県告示第518号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- (2) 名称 白浜町
- (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2347番地の7
- (4) 代表者氏名 白浜町長 井澗誠

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2251番6の地先公有水面(ただし、関係図書に表示する部分のみ。)

(2) 区域

四等三角点「高山」(北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43)を基点とし、次の各地点のうち1の地点から19の地点までを順次に結んだ線及び19の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 基点から233度10分46秒 507.67mの地点
- 2の地点 1の地点から95度02分19秒 27.62mの地点
- 3の地点 2の地点から96度06分31秒 8.05mの地点
- 4の地点 3の地点から98度24分01秒 6.09mの地点
- 5の地点 4の地点から102度34分48秒 6.11mの地点
- 6の地点 5の地点から107度18分47秒 6.13mの地点
- 7の地点 6の地点から113度00分53秒 6.08mの地点
- 8の地点 7の地点から116度04分02秒 3.42mの地点
- 9の地点 8の地点から118度55分39秒 6.02mの地点
- 10の地点 9の地点から121度03分28秒 6.05mの地点
- 11の地点 10の地点から121度56分31秒 40.13mの地点
- 12の地点 11の地点から123度31分01秒 6.05mの地点
- 13の地点 12の地点から125度09分51秒 6.08mの地点
- 14の地点 13の地点から128度58分04秒 6.40mの地点
- 15の地点 14の地点から300度55分12秒 36.15mの地点
- 16の地点 15の地点から298度30分34秒 38.58mの地点
- 17の地点 16の地点から289度17分19秒 10.47mの地点
- 18の地点 17の地点から282度38分51秒 8.96mの地点
- 19の地点 18の地点から276度44分33秒 35.11mの地点

(3) 面積

345.06㎡

3 埋立地の用途

道路施設用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

令和2年7月16日和歌山県指令1港空第12100004号

5 しゅん功認可年月日

令和4年3月30日

- 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により、関係図書を備え置き、閲覧に供する市町村の事務所
白浜町役場

和歌山県告示第519号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山下津港湾事務所及び和歌山市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市新和歌浦1759番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「出島」二等三角点、和歌山県和歌山市新和歌浦1482番1)

北緯 34度11分15.7112秒

東経 135度09分21.2497秒

1の地点 基点から96度36分06秒 504.94mの地点

2の地点 1の地点から54度58分42秒 1.55mの地点

3の地点 2の地点から144度58分42秒 72.81mの地点

4の地点 3の地点から55度03分29秒 78.80mの地点

5の地点 4の地点から144度58分42秒 1.55mの地点

6の地点 5の地点から234度58分42秒 80.35mの地点

(3) 面積

241.26㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市新和歌浦1759番の地内及び1759番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からへの地点までを順次に直線で結んだ線及びへの地点とイの地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「出島」二等三角点、和歌山県和歌山市新和歌浦1482番1)

北緯 34度11分15.7112秒

東経 135度09分21.2497秒

イの地点 基点から97度46分10秒 485.38mの地点

ロの地点 イの地点から54度58分27秒 64.27mの地点
ハの地点 ロの地点から144度58分42秒 37.14mの地点
ニの地点 ハの地点から54度58分42秒 42.92mの地点
ホの地点 ニの地点から144度58分42秒 64.27mの地点
への地点 ホの地点から234度58分42秒 107.18mの地点

(3) 面積

9,274.68㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和4年2月18日

和歌山県告示第520号

令和4年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
令和4年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660番地421
- 5 落札金額
45,104,400円（うち消費税及び地方消費税の額4,100,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月18日

和歌山県告示第521号

令和4年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称

- 令和4年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山北高等学校
和歌山市市小路388番地
 - 3 落札者を決定した日
令和4年3月22日
 - 4 落札者の氏名及び住所
和歌山バス株式会社
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
 - 5 落札金額
36,115,200円（うち消費税及び地方消費税の額3,283,200円）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年1月28日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

令和4年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

令和4年4月12日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和4年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	通常枠	65人程度	知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務
	特別枠	5人程度	
警察事務職		6人程度	警察本部等における事務
技術系職種	情報職A	2人程度	知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務 ※一定の経験を経た後、広く一般行政職の業務に従事することができる。
	情報職B	1人程度	警察本部等における情報処理及びICT利活用推進等に関する業務
	総合土木職	16人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
	建築職	5人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
	電気職	3人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
	機械職	1人程度	知事部局等における機械設備等の施工及び保守管理等の業務
	化学職A	1人程度	知事部局等における環境の保全、検査分析及び試験研究等の業務
化学職B	1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法化学的鑑定、薬毒物の検査等の業務	

農学職	10人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
林学職	6人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
水産職	2人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人

イ 平成13年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和4年6月19日(日)	和歌山市 田辺市	令和4年6月30日(木)に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	【一般行政職通常枠】 (個別面接①) 令和4年7月13日(水)から同月20日(水)までの間で指定する1日 (個別面接②) 令和4年8月3日(水)から同月10日(水)までの間で指定する1日	和歌山市	令和4年8月26日(金)に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【一般行政職特別枠】 (個別面接) 令和4年7月11日(月)又は同月12日(火)のいずれか指定する1日		令和4年8月16日(火)に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【警察事務職、技術系職種】 (個別面接) 令和4年7月13日(水)から同月25日(月)までの間で指定する1日		

(注) 試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職通常枠

種目	配点	内容	試験時間
基礎能力試験 (択一式) (※1)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語	1時間

第1次試験	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験 受験申込時に4科目(法律、経済、総合A及び総合B)から1科目を選択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。	2時間
	論文試験	200点 (※2)	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回)	

(※1) 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(※2) 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(2) 一般行政職特別枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (択一式) (※1)	120点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	専門試験 (択一式)	180点	前記(1)の第1次試験の専門試験と同内容	2時間
	論文試験	200点 (※2)	前記(1)の第1次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
	アピール論文試験	700点	力を入れて取り組んだ内容とその過程で培った意欲・行動力・精神力をアピールする論文試験(原稿用紙3枚1,200字以内、申込時に提出)	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接 (自身が培った能力等を県政にどのように生かすかなど)	

(※1) 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(※2) 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(3) 警察事務職、技術系職種

	種目	配点	内容	試験時間
	基礎能力試験 (択一式) (※1)	400点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
			試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (警察事務職) 受験申込時に4科目(法律、経済、総合A及び総合B)から1科目を選	

第1次試験	専門試験	600点	択する。法律又は経済を選択した場合は、40題を全問必須解答、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。(択一式) 〈総合土木職〉 45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。(択一式) 〈情報職A・B〉 40題を全問必須解答とする。(記述式及び択一式) 〈その他の試験区分〉 40題を全問必須解答とする。(択一式)	2時間
	論文試験	200点(※2)	前記(1)の第1次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

(※1) 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(※2) 論文試験の採点は、第2次試験で行う。

(4) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目(論文試験を除く。)の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験(論文試験を含む。)を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職	法律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学
	経済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法・行政法・民法
	総合A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、教育学、社会福祉概論、社会学概論、心理学概論
	総合B	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、数学・物理・化学
情報職A		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ、ICT関係の政策
情報職B		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ
総合土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物
建築職		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械職		数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

化学職A 化学職B		数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農学職		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学
林学職		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学
水産職		水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和4年度和歌山県職員採用 I 種試験、資格免許職職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

申込後、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」に掲載している自己紹介書様式をダウンロードし、第1次試験日までに自己紹介書を作成した上で試験当日に試験会場に持参し提出すること。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和4年5月12日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、一般行政職特別枠に申し込む場合は、第1次試験アピール論文を別途、令和4年5月20日（金）まで（同日までの消印のあるものを有効とする。）に和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I 種試験アピール論文在中」と朱書し、必ず簡易書留郵便により送付すること。

(2) 受付期間

令和4年4月19日（火）午前10時から同年5月20日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票及び自己紹介書を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和5年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和5年4月1日以前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（令和4年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

一般行政職及び警察事務職（専門試験について法律又は総合Aを選択する場合に限る。）については、

点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5（3）の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第18号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定による少年指導委員について次のとおり告示する。

令和4年4月12日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

氏名	連絡先	活動区域
川俣幸男	橋本市市協四丁目2番2号 橋本警察署 生活安全刑事課	橋本警察署管内
松本和久		
山名清隆		
柴森千賀子	伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番1 かつらぎ警察署 生活安全刑事課	かつらぎ警察署管内
田中美知子		
平山忠央		
堀田泰伯	岩出市高塚198番地の1 岩出警察署 生活安全刑事課	岩出警察署管内
三谷好生		
山本芳久		
上野俊憲	和歌山市栗栖686番地7 和歌山東警察署 生活安全課	和歌山東警察署管内
田中恵津子		
中尾眞智子		
村瀬一也		

森田昌伸		
青木保誠		
梶本雅彦	和歌山市吹上一丁目6番30号 和歌山西警察署 生活安全課	和歌山西警察署管内
畑中幹造		
波多野正藏		
福井浄堂		
西川重光		
牧野真知子	和歌山市松江北二丁目1番41号 和歌山北警察署 生活安全刑事課	和歌山北警察署管内
村尾隆義		
尾崎浩之		
藤井雅夫	海南市日方1294番地24 海南警察署 生活安全刑事課	海南警察署管内
柳瀬喜生		
伊藤嘉史		
嶋田望	有田郡湯浅町大字栖原184番地2 有田湯浅警察署 生活安全刑事課	有田湯浅警察署管内
辻勇		
中尾友明		
中平忠男		
森行秀		
神田秀昭		
木村三樹夫	御坊市湯川町財部237番地1 御坊警察署 生活安全刑事課	御坊警察署管内
吉田敏夫		
岡本勝視		
西山博康	田辺市上の山一丁目2番15号 田辺警察署 生活安全刑事課	田辺警察署管内
愛須浩行		
佐藤善英	西牟婁郡白浜町2926番地の82 白浜警察署 生活安全刑事課	白浜警察署管内
高田賢治		
橋本齊		
堀谷育生		
伊藤算志		
川端崇夫	新宮市新宮2330番地の9 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内
坂下正明		
杉本登		
田代知美		
野生計		
松下健生		

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号
令和4年度 調達案件番号20220066679号
 - (2) 調達案件名
和歌山県総合防災情報システム（衛星可搬局）
 - (3) 調達物品の名称及び数量
和歌山県総合防災情報システム（衛星可搬局） 一式
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
令和5年3月24日（金）
 - (6) 納入場所
入札説明書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「通信用機械器具」に登録されている者であること。
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
令和4年4月12日（火）から同月21日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
 - イ 入札日時
令和4年4月28日（木）午前10時
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写

しを同封の上、書留郵便により令和4年4月27日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和4年4月27日（水）午前9時から同月28日（木）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Portable satellite communications equipments : 1set

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 28 April 2022 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 27 April 2022)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288